

兵庫県立大学第3期中期計画業務実績に関する評価結果(概要)

資料1

兵庫県立大学評価委員会(委員長:石川啓、元関西大学長)が、第3期中期計画(H22~H24)業務実績の進捗状況について評価し、あわせて今後の大学運営への提言を取りまとめた。

第3期中期計画の評価 :「全体として概ね計画どおり実施している」

【教育の一層の充実・強化】

○評価できる取組

- ・経済学部に専門教育の6~7割を英語で学ぶ「国際キャリアコース」の開設
- ・防災教育ユニットによる防災教育の推進
- ・「京」の立地に合わせたシミュレーション学研究科の開設
- ・ガーネキーメン大学とのダブルディグリー・プログラムの開設

○改善が求められる取組

- ・学生ニーズの調査や留学生の卒業後の動向把握
- ・英語教育や情報教育の充実
- ・FDの充実等による教員の教育能力の向上
- ・学生の基礎学力を高める教育の充実
- ・学生の生活・就職支援の充実

【社会貢献の積極的な展開】

○評価できる取組

- ・地域との連携・協働活動に全学的に取り組む地域創造機構の開設
- ・学生が主体となって地域との連携活動に取り組むエコ・ヒューマン地域連携センター(環境人間学部)の開設

○改善が求められる取組

- ・地域のニーズに対応した生涯学習支援の新たな展開
- ・産学連携の全県的展開の強化

県立大学統合の成果についての評価

[客観的指標等からの評価]

- 志願者倍率、偏差値については、統合前とほぼ同様の水準に回復
- 就職率については、統合前と同様全国平均を上回る90%台後半でほぼ推移
- 研究については、「材料科学」「工学」「数学」の分野で高い評価を得ている
- 外部資金は統合前の平成15年度と比べ、件数で1.9倍、獲得額で1.5倍と順調に推移
- 総合性の発揮、地域性の強化、各学部等の個性化・特色化に向けた取り組みが展開されており、一定の成果を上げている

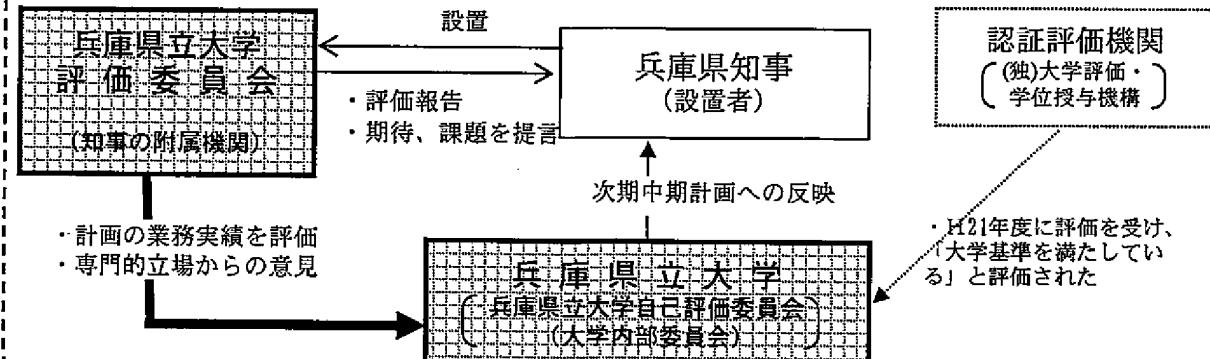
[現状の評価]

大学を取り巻く状況が厳しさを増す中で、客観的な指標から見る限り、県立大学は統合前と変わらぬ存在感を示しており、統合には一定の成果があったと評価できる。しかし、ほぼ統合前の水準を維持という数値で満足すべきでない。

[取り組むべき課題]

- 総合力が発揮しやすくなった反面、旧3大学が持っていたブランドイメージが薄れている
- キャンパスが分散していることにより、学生や教員の一体感が醸成されにくく、効率的な運営が図られにくいというデメリットが完全に克服できたとは言い難い
- 教育改革や教育の質保証について全教員が意識を共有して取り組み、社会のニーズに応える人材の育成を図るべき

大学評価の枠組み



今後に期待すること

より一層魅力ある大学づくりに取り組まれることを期待し、次のとおり提言する。

- 1 クローバル社会で活躍できる人材の育成**
産業界からの強い要請に応え、語学力に加え、論理的な思考力と積極性を持つクローバル人材の育成をめざす教育が構築されることを期待
○英語等の語学教育の充実
○学生の基礎学力の向上のための教養教育の強化・充実
○理系学部・研究科をはじめとする留学生の受け入れ拡大と、育成ビジョンの確立
○ひょうごの強みを活かした教育の積極的展開
- 2 高度な研究基盤を活かした先端研究のさらなる推進**
高度な研究基盤を活用した先端研究が、県立大学の特色のひとつとして広く認知され、世界レベルで評価される国際的研究拠点となることを期待
○SPRING-8、SACLA、「京」等の研究基盤を活用し、他大学・研究機関とも連携した特色ある先端研究の一層の推進
- 3 地域に根ざした教育・研究と社会貢献活動の推進**
地域資源を活用するための研究や地域課題の解消をめざす活動、それらを担う人材育成をさらに充実させていくことを期待
○地域資源の活用や地域課題の解消をめざす研究の推進と、地域資源の保全・活用等をマインジメントする人材の育成
○各キャンパスを拠点に、教員・学生の総力を挙げた地域連携活動の展開
○県下全域での産学連携活動の展開によるひょうごのものづくりへの貢献
- 4 ブランドイメージの確立と浸透**
法人化を契機にガバナンスを強化し、戦略的運営による大学の個性・特色の明確化によりブランドイメージが確立されることを期待。また、戦略的な広報活動の展開や伝統をイメージできる名称の検討などにより、ブランドイメージの浸透が図られることを期待
○法人化によるガバナンスの強化と効果的・効率的な法人本組織の整備
○社会のニーズに機動的かつ的確に対応する大学改革の推進
○創立10周年、創立85周年等記念の年を契機とした戦略的広報の展開
- 5 中長期的な視点による新たな再編構想の検討**
これまでの既成概念にとらわれない大胆な構想の下に、中長期的な視点から新たな枠組みによる大学の再編構想等の検討が行われることを期待

**兵庫県立大学第3期中期計画
業務実績に関する評価報告書（案）**

平成25年3月

兵庫県立大学評価委員会

目 次

I 評価の考え方

1 評価の方法	1
2 評価の視点	2

II 全体評価

1 総 評	
(1) 第3期中期計画に関する業務実績の総括	3
(2) 県立大学統合の成果について	4
(3) 今後に期待すること	9

III 項目別評価

1 教育の一層の充実・強化	11
2 研究のさらなる発展・高度化	14
3 社会貢献の積極的な展開	16
4 自主的・自律的な管理運営体制の確立	18

IV 参考資料

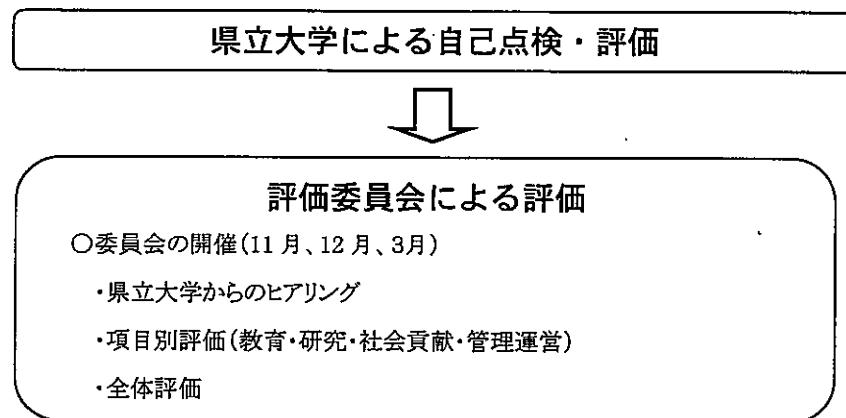
1 評価にあたっての参考データ資料	21
2 兵庫県立大学評価委員会委員名簿	28
3 委員会等の開催経過	28

I 評価の考え方

兵庫県立大学評価委員会は、兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例第15条に基づき、兵庫県立大学の第3期中期計画の計画期間（平成22年度～24年度）における業務実績に関する評価を行った。

1 評価の方法

評価委員会は、県立大学による自己点検・評価結果の分析及び県立大学からのヒアリングの実施により、客観的な立場から、項目別評価（教育・研究・社会貢献・管理運営）及び全体評価を行った。



(1) 項目別評価

県立大学が自己評価した188の小項目の評価について、取り組みが高く評価でき、今後も県立大学の個性・特色として充実を図っていくべきもの、また、取り組みが遅れており改善すべきものを集中的に審議した。

そのうえで、教育、研究、社会貢献、管理運営の4つの大項目について総合的に勘案し、下記の5段階で評価したうえで、記述により概括した。

区分	達成度	判断の考え方
S	特筆すべき進捗状況	全ての項目が計画どおり実施され、期待以上の効果が得られている
A	計画どおり	ほぼ全ての項目が着実に実施され、期待した効果が得られている
B	概ね計画どおり	ほぼ全ての項目が着実に実施され、期待した効果もほぼ得られている
C	やや遅れている	計画の実施が遅れている項目や、期待した効果が得られない項目がやや多い
D	重大な改善事項あり	計画推進のための中心的な項目が実施されていない、または、全く効果が得られていない

(2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、県立大学の業務全体に渡る総合的な観点から、計画の達成状況について記述により評価した。

加えて、平成 25 年度には大学の法人化が予定されていることから、県立 3 大学統合後の取り組みを総合的に評価し、次期の中期目標や中期計画策定に向けて、専門的な立場からの幅広い提言を取りまとめた。

2 評価の視点

評価委員会は、以下の視点により評価を行った。、

- (1) 県立大学の業務運営について、専門的・客観的な立場から、多角的な視点で総合的に検証する。
- (2) 今後も県立大学の個性・特色としてさらに充実させていくべき取り組みや、改善を図るべき取り組みを重点的に検証する。
- (3) 平成 25 年度の県立大学法人化後の大学運営を見据え、法人化のメリットを活かした一層の発展を期待し、統合後の取り組みを総合的に検証する。
- (4) 大学間競争が激化する現状を踏まえ、公立大学としての使命を持つ県立大学が、その伝統や強みを活かしてさらに発展していくよう、中長期的な視点から今後の方向性を提言する。

II 全体評価

(大項目評価)

教育の一層の充実・強化	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
研究のさらなる発展・高度化	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
社会貢献の積極的な展開	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり
自主的・自律的な管理運営体制の確立	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B 概ね計画どおり	C やや遅れている	D 重大な改善事項あり



全体として概ね計画どおり実施している

1 総 評

(1) 第3期中期計画に関する業務実績の総括

兵庫県立大学は、平成16年4月に県立3大学を統合し、総合大学としてのスタートを切った。その際、事業を計画的に展開するため、3年毎に中期計画を策定することとした。

今回の第3期中期計画は、第1期の「総合大学としての基礎固め」第2期の「総合大学としての新たな取組の展開」を受け継ぎ「各学部、研究科等の個性化・特色化と自律的かつ効率的な大学運営」をめざす計画として策定された。

このため、多くの研究科や専攻、コースの開設、地域との連携に関する組織の設置など、個性・特色の発揮をめざす意欲的な取り組みが計画された。これらは、計画期間中にはほぼ実現あるいは着実に進行しており、総体的には、計画の着実な推進が図られてきたと評価できる。

特に、兵庫県に所在する高度な研究基盤を活用した先端研究と人材育成、社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成、全国に先駆けて取り組んできた地域資源の研究やそれを活用した地域連携活動は、さらに充実を図っていくべきものと高く評価できる。

一方で、学生のニーズや卒業生の動向把握、留学生や海外からの研究者に関するデータベースの構築など、重要な基本情報の把握が十分でなく、研究の重点化に関しても、学長のリーダーシップにより戦略的に推進されているとは言い難い状況にある。

これらは、県立3大学統合後、学長や大学本部に権限が十分に集約できていないことも原因のひとつと考える。平成25年4月には県立大学は法人化されることから、これを契機にガバナンスの強化を図り、的確な情報把握とそれに基づく戦略的な視点による大学運営に取り組んでいくことが望まれる。

また、第3期中期計画に掲げる個性・特色の發揮をめざす取り組みが計画どおり進められているとは言え、まだ緒に就いたところである。今後、その目的が達成されるよう、効果を検証し、内容の充実を図っていくべきである。兵庫県立大学が、これまで培ってきた大学のポテンシャルを十分活かし、国内外における存在感を一層高めていくことを望みたい。

(2) 県立大学統合の成果について

県立大学評価委員会は、第3期中期計画の業務実績の評価を行うことを目的としているが、平成25年4月には県立大学が法人化され、また、翌平成26年4月には統合後10年を迎えることを踏まえ、一つの区切りの時期の評価として、統合の成果を概括しておきたい。

① 客観的指標からの評価

ア 受験者の状況

県立大学の志願倍率（募集人員/出願者数）を統合前と比較すると、統合後に一旦低下したものの、近年は5倍台の後半で推移しており、ほぼ統合前の水準を回復している。この間、全国の大学の志願倍率はほぼ横ばいで推移しているが、公立大学は大学数の増加等もあり、以前の志願倍率と比較すると低下している。（P. 21 参照）

また、受験者の偏差値についても、平成19年度～平成21年度にかけて環境人間学部を除く学部でやや低下する傾向が見られたが、現時点ではほぼ統合前の水準に回復し、環境人間学部はやや向上している。（P. 22 参照）

以上のことから、受験者の確保に関しては、統合前後で大きな変化は見られず、ほぼ同様の水準にあると考える。

イ 学生の就職状況

就職率に関しては、統合前から90%台後半の高い就職率を維持し、近年の不況による就職難の状況の中でも、全国平均を常に上回ってきた。（P. 23 ①参照）

また、県内就職率に関しても30%～40%台で推移しており、統合後にやや低下したものの、近年は統合前とほぼ同様の状況にある。（P. 24②参照）このため、就職に関しても、統合の影響はほとんどないと考えるが、平成24年3月の就職率が初めて全国平均を下回ったことが懸念材料となっている。1年のみのことでありこれだけで判断はできないが、国公立大学においても、就職支援体制の充実に力を注いでいることから、大学全体としての支援体制の一層の充実に取り組む必要がある。

ウ 留学生等の状況

県立大学が受け入れている留学生数は、統合後、大きな変化はなかったが、一昨年の東日本大震災や中国との関係悪化等の影響もあり、全国的な傾向と同様やや減少している。(P. 25①参照)

留学生はアジア、特に中国出身者が大半を占めている。また、そのほとんどが経済・経営を学んでおり、理系の学部・大学院での受入数は少数となっている。(P. 25③参照)

また、日本人学生の海外留学はわずかな人数に留まっており、ごく短期の語学研修は増加したものの、若者の内向き志向の傾向が現れている。(P. 25②参照)

エ 研究に関する評価

他の論文に引用された回数の平均を指標化した論文引用度指数を見ると、統合直前の姫路工業大学で、ランク 11 位を記録するなど高い評価を得た時期があるが、平成 23 年度からは 72 位以下のランク外になっている。(P. 26①参照)

しかし、分野別に見ると、「工学」「材料科学」「数学」では、統合後の平成 19 年度から 21 年度に、ランク 1 位となった年度があるなど高い評価を得ている分野もある。(P. 26②参照)

また、理学部や看護学部で、公立大学では数少ない国の大型競争的資金を獲得するなど、今後に期待ができる研究も育ちつつある。

さらに、コウノトリの野生復帰や丹波竜の発掘等、地域と密着した研究も統合前から引き続き取り組まれており、近年、成果が得られつつある。

オ 外部資金の獲得状況

近年、国や地方自治体からの財政的支援が減少する中、研究や大学運営に占める外部資金のウエイトが大きくなっている。県立大学においても、統合前の平成 15 年度では、405 件、1,310 百万円であったものが、平成 23 年度には 771 件、1,930 百万円と増加している。特に、国の科研費獲得は、平成 15 年度に 142 件、333 百万円であったものが、平成 23 年度には 370 件、799 百万円と倍以上になっており、中期計画に目標数値を掲げる等の努力により、教員の意識の向上が見られる。(P. 27 参照)

企業等との共同研究や受託研究等についても、平成 15 年度の 258 件、599 百万円が、平成 23 年度には 395 件、792 百万円に増加しており、他の公立大学と比較してもほぼ同水準にあるが、大阪府大等大きく増加しているところもあり、さらなる努力が望まれる。(P. 27 参照)

② 統合効果を発揮するための取り組みの検証

県立大学では、統合効果を発揮するため、以下の取り組みを行ってきた。これらの取り組みは一定の成果を上げてきているが、さらに高い効果が上げられるよう、全学を挙げて取り組みの充実、加速を図っていく必要がある。

ア 総合性の発揮

○他学部生の多様な学習ニーズに応える他専攻科目の開講

他学部の科目を受講できる他専攻科目を開講

- ・平成 23 年度：12 科目開講、1,804 人履修（うち他学部履修者 508 人）
- ・主な科目：経営戦略入門、発育発達論 等

○遠隔授業の実施

遠隔授業システムにより、学生が同時に同じ講義をそれぞれのキャンパスで受講できる遠隔授業を実施

- ・平成 23 年度：18 科目開講、2,658 人履修（うち他キャンパス受講 1,169 人）
- ・主な科目：経営学、21 世紀の日本経済、環境政策 等

○他学部の学生がともに受講できる講義、活動の実施

全学部生が受講できる共通教育科目を夏季等の集中講義により開催、また、東日本大震災の被災地支援を全学部生からボランティアを募り実施

- ・平成 24 年度：10 科目開講、495 人履修
- ・主な科目：兵庫の災害と防災、地域で働く、共生博物学 等
- ・被災地支援のためのボランティア活動：延べ 5 回 延べ 95 人参加

○全学キャリアセンターの開設(平成 22 年 10 月)

全学キャリアセンターの開設により、学部横断の合同企業説明会の開催やキャリア支援システムによる就職情報の提供を実施

○専門領域の連携による学際的研究の実施

- ・地域再生人材創出拠点形成に向けた教育システム(経済学部、環境人間学部、自然・環境科学研究所)
- ・シカ肉の食資源化のための栄養的特徴(環境人間学部、自然・環境科学研究所)

イ 地域性の強化

○ひょうご全県キャンパスプログラムの実施

地域への理解を深める実践的教育を、全県において展開

- ・平成 23 年度：31 科目開講、976 人履修

○地域創造機構の開設(平成 24 年 4 月)

地域情報の共有や提供、地域と教員のマッチング等により、地域課題の解決や新たな地域づくりに貢献する地域創造機構を開設

○産学連携機構の開設(平成23年4月)

産学連携機能強化のため、統合時に神戸、姫路の2カ所に設置した産学連携センターを統合し、姫路駅前に産学連携機構として開設、平成24年10月には、神戸・阪神間の活動を強化するため、県立工業技術センター(神戸市)内にブランチを開設

ウ 各学部等の個性化・特色化

統合による総合性の発揮や公立大学の使命としての社会貢献活動の充実に取り組むとともに、社会のニーズに応え、各学部等の伝統と強みを活かした個性化・特色化にも取り組んできた。主な取り組みは以下のとおり。

○教育の一層の充実・強化

- ・会計研究科(平成19年4月)、経営研究科の開設(平成22年4月)と経営学部との5年一貫教育による高度専門職業人の育成
- ・最大6割の単位が英語の講義で履修できる、国際キャリアコースの開設(平成23年4月)
- ・経済学研究科地域公共政策専攻の開設(平成23年4月)
- ・食環境栄養課程の開設(平成21年4月)
- ・カーネギーメロン大学とのダブルディグリー・プログラムの開設(平成22年4月)
- ・シミュレーション学研究科の開設(平成23年4月)
- ・防災教育ユニットによる防災専門教育の開始(平成23年4月)
- ・緑環境景観マネジメント研究科の開設(平成21年4月)
- ・附属中学校の開設(平成19年4月)による中高大連携教育の実施

○研究のさらなる発展・高度化

- ・ピコバイオロジー研究所(平成19年4月開設)によるピコバイオロジー研究の推進
- ・東北大学との連携によるナノ・マイクロ構造科学研究所の開設(平成23年4月)と超微細加工技術の高度化研究の推進
- ・政策科学研究所の開設(平成22年4月)による政策提言と地域貢献の機能強化
- ・看護学部と地域ケア開発研究所による世界的な災害看護の研究拠点としての機能強化

統合の成果についてのまとめ（現状と課題）

- 兵庫県立大学は、平成 16 年 4 月に県立 3 大学を統合し、総合大学となつた。その際、同時期に成立した地方独立行政法人法による公立大学法人制度の仕組みを一部取り入れ、事業の計画的実施と評価制度等も導入した。
- こうした兵庫県立大学の取り組みが先駆けとなり、その後、19 の公立大学が 7 大学に統合され、公立大学 82 大学中 61 大学が法人化されるなど、全てが法人化した国立大学に歩調を合わせ、公立大学でも大学改革が進展している。
- このような大学を取り巻く急激な状況変化の中で、県立大学は前述のとおり、志願者倍率や偏差値、就職率等の数値では統合前とほぼ同水準にあり、外部資金の獲得等では順調な伸びを見せてている。
- 客観的な指標から判断する限り、大学を取り巻く状況が厳しさを増す中でも県立大学は統合前と変わらぬ存在感を示しており、統合には一定の成果があったと評価できる。しかし、統合効果についての期待が大きかったことからすると、ほぼ現状維持という数値で満足するべきではない。
- 特に、統合とその後の取り組みにより、大学が持つ総合力が発揮しやすくなった反面、旧 3 大学が持っていたブランドイメージが薄れているとの指摘もある。大学間競争が一層激化する中で、その存在が埋没しないよう、兵庫県立大学のブランドイメージを定着させるための取り組みが急務である。
- また、キャンパスが分散していることにより、学生や教員の一体感が醸成されにくい、効率的な運営が図られにくいといったデメリットが完全に克服できたとは言い難い。キャンパスが分散して県下各地に存在していることを逆にメリットに変えることができるよう、様々な試みを実行に移していく必要がある。
- 教育改革や教育の質保証についても、全教員がさらに意識を共有し取り組み、社会のニーズに応えられる人材育成に取り組む必要がある。平成 25 年 4 月の法人化を契機に、法人本部の主導のもと大学全体で理念と目標を共有し、大学の伝統と強みを活かした個性・特色を明確にした、新たな県立大学づくりに取り組んでいくことが望まれる。

(3) 今後に期待すること

① グローバル社会で活躍できる人材の育成

グローバル化の進展により、特に産業界から国際社会で活躍できる人材の育成に対しての強い要望がある。

県立大学の前身のひとつである神戸商科大学は、貿易都市神戸を背景に、語学力に優れた実務家の育成を目的として、昭和4年に県立神戸高等商業学校として開学した歴史と伝統を持つ。また、先端科学研究に取り組む理学部や工学部においても、科学技術がグローバル化した現代においては、国際的なコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力は必要不可欠なものとなっている。英語をはじめとする語学教育の充実に加え、教員の教育能力の向上や学生の基礎学力の向上を図るための教育改革に取り組み、論理的な思考力と積極性を持つグローバル人材の育成をめざす教育が構築されることを期待する。

② 高度な研究基盤を活かした先端研究のさらなる推進

県内にはSPring-8、SACLA、「京」などの高度な研究基盤が立地し、県立大学はそれらを活用した先端研究に取り組んできた。こうした取り組みは、ピコバイオロジーに関する研究が国の大型競争的資金を続けて獲得する、また、東北大学との連携によるナノ・マイクロ構造科学研究センターによる研究が開始される等の一定の成果を上げてきた。

こうした研究が大学の特色のひとつとして広く認知されるよう、さらに最先端の研究を推進し、世界レベルで評価される国際的な研究拠点となることを期待する。

③ 地域に根ざした教育・研究と社会貢献活動の推進

地域に貢献する教育・研究や活動に取り組むことは、公立大学としての使命である。また、国が策定した「大学改革実行プラン」においては、大学機能の再構築の柱のひとつとして、地域再生の核となる大学づくり構想が提唱されるなど、地域の課題解決に果たす大学の役割への期待が高まっている。

県立大学は、新たな地域貢献モデルとして、県政の主要プロジェクトであるコウノトリの野生復帰や山陰海岸ジオパーク、丹波竜の発掘等に研究面から参画し共同で取り組んできた。また、環境人間学部や政策科学研究所等でも、学生と地域との協働による地域の活性化のための活動にも取り組んできた。今後は、これまで培ってきた地域との絆を活かし、地域資源を活用するための研究や地域課題の解消をめざす活動、それらを担う人材育成をさらに充実させていくことが期待される。

④ ブランドイメージの確立と浸透

18歳人口は、平成4年の205万人をピークに減少に転じ、平成23年には120万人程度と少子化が進展している。一方では大学の設置数は急増し、平成元年から250校以上が増加している。こうした急激な状況変化の中で、県立大学の存在が埋没してしまわないよう、学生や地域にアピールするためのブランド力を持つことが必要になる。

県立大学は平成25年4月に法人化される。それを契機にガバナンスを強化し、限られた資源を大学の個性・特色の発揮のため重点的に投入するなど、ブランドイメージを確立するための戦略的運営にさらに取り組んでいく必要がある。

また、県立大学は平成26年度に創立10周年を迎える。また、神戸商科大学創立85周年、姫路工業大学創立70周年を同時に迎えることになる。法人化やこうした記念の年を契機に、戦略的な広報活動の展開や伝統をイメージできる名称の検討など、ブランドイメージの浸透につながるあらゆる取り組みを実施していくことにより、知名度の向上、ブランド力の強化が図られることを期待する。

⑤ 中長期的な視点による新たな再編構想の検討

近隣の大坂府立大学と大坂市立大学では、現在、統合をめざし協議が進められている。また、九州では広域連合のもとに公立大学法人を統合するといった構想も提唱されている。加えて、文部科学省でも、「大学改革プラン」により、複数の国立大学をひとつの国立大学法人の傘下に置くアンブレラ方式が検討されるなど、大学改革に関する動きがさらに加速される状況にある。

県立大学についても、こうした動きを注視しつつ、これまでの既成概念にとらわれない大胆な発想の下に、新たな枠組みによる大学の再編等について模索していく必要があると考える。これらは県立大学のみで検討できるものではないが、設立団体と連携し、中長期的な視点による構想の検討が行われることを期待する。

III 項目別評価

1 教育の一層の充実・強化

B 概ね計画どおり

(1) 大学の自己評価の分析

「社会ニーズに対応した専門教育の展開」については高い評価となっているが、「学生への支援」は低めの評価が目立ち、「積極的な大学改革の推進」の中には「計画が大幅に遅れている」といった評価もされている。

	評価の 対象 項目数	1 取組が 行われて いない	2 計画が 大幅に遅 れている	3 計画が遅 れている	4 計画 どおり である	5 計画を上 回ってい る
1 教育体制・教育課程の充実強化	11	0	0	0	10	1
2 学生の受入	7	0	0	0	6	1
3 全学共通教育の充実	11	0	0	1	5	5
4 社会ニーズに対応した専門教育の展開	19	0	0	0	10	9
5 学生の支援	17	0	1	4	10	2
6 学術情報環境の充実	4	0	0	0	4	0
7 積極的な大学教育改革の推進	10	0	1	0	8	1
8 教育の成果	2	0	0	0	2	0
9 中高大連携教育の実施	2	0	0	0	2	0
合 計	83	0 (0%)	2 (2%)	5 (6%)	57 (69%)	19 (23%)

(2) 評価できる取組

「計画を上回っている」と評価しているものが 19 項目あるが、特に、計画に掲げられた新規項目である「国際エコノミストコース（国際キャリアコースとして開設）」、「地域公共政策専攻」、「カーネギーメロン大学とのダブルディグリー・プログラム」、「先端計算科学研究科（シミュレーション学研究科として開設）」の開設や、地域環境マネジメントに関わる人材を育成する大学院構想、防災の専門教育等は実現、あるいは計画が進行しており、着実に推進されてい

ることは評価できる。今後、これらが県立大学の個性・特色として社会から高い評価が得られるよう、内容の充実を図られたい。

(3) 改善を要する取組

「計画が遅れている」あるいは「計画が大幅に遅れている」と評価されているものが7項目ある。また、自己評価では5及び4とされているものの、十分な効果が得られていないものも見受けられ、以下の点について改善を図るべきである。

- 自己評価で計画が遅れていると評価されている、学生生活の実態調査や留学生の卒業後の動向把握等、今後の展開の基礎とすべき情報把握に関する取組が進んでいない点が見られ、特に改善が必要である。
- 英語教育や情報教育は、近年、その重要度を増している基礎教育である。TOEIC等を指標に導入する、情報リテラシー・情報倫理についての教育を充実させる等、その充実・改善に向け取り組んでいくべきである。また、成績優秀者へのインセンティブを高める取り組み、リサーチアシスタント制度の導入拡大、ハラスメント対策等についても、計画の推進が図られるよう努力すべきである。
- 教員の教育能力の向上を図るFDについては、自己評価では計画どおりとされているが、参加人数は少なく、十分な成果が得られているとは言い難い。教育活動や教員を評価する制度についても、同様の自己評価となっているが、教員の教育能力の向上につながるようさらに充実を図る必要がある。
- 基礎学力不足学生に対する指導やリベラルアーツ教育、他専攻科目の充実についても、計画どおりとされているが、さらに内容の充実を検討するとともに、遠隔授業を活用した教育の充実についても検討を進める必要がある。
- 学生の就職支援のための全学組織「キャリアセンター」が、計画どおり平成22年度に開設されたものの、平成23年度の就職率は低下しており、今後、支援内容を検討し、学生が職業について自ら考える機会を提供する等充実を図るべきである。

今後に期待すること

- グローバル化に対応できる人材の育成は、特に産業界から強く要請されており、こうしたニーズに応えるためには、英語力はもとより、課題解決能力、論理的思考能力を備えた人材を育成することが必要となる。語学能力に加え、論理的な思考力・表現力と積極性を持つグローバル人材の育成をめざす教育が構築されることが期待される。
- 留学生はグローバル化への対応を進めるうえでも重要な存在となる。現在、受入の少ない理系学部はもとより、全学的に受入の拡大を図るとともに、どのような人材を受け入れ、育てていくか、卒業後の留学生をいかに活用していくのか、アジアの中で存在感を發揮する大学となれるよう、留学生に関するビジョンが描ける体制を構築することが期待される。
- 学生の基礎学力の向上は、県立大学のみならず日本の大学教育の課題となっている。学生が社会で求められる基礎的な学力が身につけられるよう、大学教育の質的転換を図るために、総合大学としてのメリットを活かした教育の推進や、学部の再編も視野に入れた大学全体での取り組みが期待される。
- 県立大学は、県が設置する公立大学として、兵庫県の特色を活かした教育・研究に取り組んでいく必要がある。防災教育の推進やコウノトリの野生復帰、山陰海岸ジオパーク等の地域資源の保全・活用をマネジメントできる人材を育成する研究科の開設等、ひょうごの強みを活かした特色ある教育を、さらに積極的に展開していくことが期待される。

2 研究のさらなる発展・高度化

B 概ね計画どおり

(1) 大学の自己評価の分析

「新たな研究拠点の整備・充実」は高い評価となっており、新たな研究の展開に積極的に取り組んでいることが伺える。しかし、研究推進に対する企画・立案や研究費の重点配分等、特色とする研究を大学として戦略的に推進していく体制や仕組みづくりがやや低い評価となっている。

	評価の 対象 項目数	1 取組が 行われて いない	2 計画が 大幅に遅 れている	3 計画が 遅れて いる	4 計画 どおり である	5 計画を 上回っ ている
1 研究体制の充実強化	7	0	0	1	6	0
2 新たな研究拠点の整備・充実	5	0	0	0	1	4
3 研究の高度化・重点化	6	0	0	2	4	0
4 共同研究の推進と外部研究資金の確保	5	0	0	0	4	1
5 研究支援	3	0	0	0	3	0
6 研究成果の公表と社会への還元	3	0	0	1	1	1
合 計	29	0 (0%)	0 (0%)	4 (14%)	19 (65%)	6 (21%)

(2) 評価できる取組

計画を上回っていると評価している項目が6項目ある。県立大学では、兵庫県に集積する高度な研究基盤であるSPRING-8、SACLA、「京」等を活用した先端研究に取り組んでいるが、特に、公立大学で唯一、文部科学省の「博士課程リーディングプログラム」に採択された「次世代ピコバイオロジー研究」や、東北大との連携により、世界最高レベルの超微細加工技術をめざす「ナノ・マイクロ構造科学研究センター」の開設等の取組は高く評価できる。

(3) 改善を要する取組

「計画が遅れている」と評価されているものが4項目ある。以下の項目について改善が図られるべきである。なお、研究者データベースについては、登録率100%をめざすより、登録内容の充実を図るべきである。

- 総合大学となったメリットを発揮し、異なる研究領域を融合した学際的研究が展開されることが望まれるが、いまだに限られたものしか実施されていない。このため、広い視点から研究の企画・立案を行える全学的な体制整備が望まれる。
- 限られた人員・予算の中で、高い成果をあげるために、その重点配分等により取り組むべき研究の重点化を図る必要がある。学長裁量経費の活用により一定の取り組みが行われているが、さらに限られた研究資源を重点配分できるよう、学内における仕組みを再構築すべきである。
- 国の大型競争的資金や企業との共同研究等による外部資金の獲得は、特に法人化後は、貴重な収入源となる。県立大学の外部資金獲得状況は、順調に伸びており自己評価でも「計画どおり」とされているが、同様の伝統や規模を持つ他大学と比べると、さらに多くの資金を獲得できる潜在能力を有していると考えられる。支援体制の充実や教員の意識改革を図ることにより、獲得額の増加を図るよう努めるべきである。
- 研究成果の公開・発信については、内容がややわかりにくいとの評価もある。企業との共同研究等に繋げていくためには、外部に理解されやすい情報となるよう、改善に努めていくべきである。

今後に期待すること

- 県立大学は、高度な研究基盤を活用した先端研究に取り組み、一定の成果を上げてきたが、こうした研究が大学の特色のひとつとして広く認知されるよう、他大学、研究機関とも連携してさらに最先端の研究を推進し、世界レベルで評価される国際的な研究拠点となることを期待する。
- 高齢化・過疎化等の地域が抱える課題の解決のため、地域の「知」の拠点として大学の果たす役割に期待が高まっている。県立大学は、コウノトリの野生復帰や丹波竜の発掘、ワイルドライフマネジメント等、県が推進するプロジェクトに研究面から参画し、地域に貢献する研究を推進してきた。これまで全国に先駆けて培ってきた研究成果を活かし、地域資源の活用や地域課題の解決に向けた研究がさらに推進されることを期待する。

3 社会貢献の積極的な展開

B 概ね計画どおり

(1) 大学の自己評価の分析

「地域社会との交流・連携」についての取り組みは、比較的高い評価がされている。しかし、「生涯学習の支援」では、計画どおりの事業を実施しているものの、参加者の確保が十分でなく、また、「国際交流の推進」においても、帰国した留学生や研究者のデータベース構築が進んでいないと評価されている。

	評価の対象項目数	1 取組が行われていない	2 計画が大幅に遅れている	3 計画が遅れている	4 計画どおりである	5 計画を上回っている
1 地域社会との交流・連携	9	0	0	0	5	4
2 生涯学習の支援	4	0	0	1	3	0
3 地域産業との交流・連携	7	0	0	0	6	1
4 国際交流の推進	10	0	1	0	9	0
合 計	30	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	23 (77%)	5 (17%)

(2) 評価すべき取組

「計画を上回って実施」と高く評価しているものが5項目ある。そのうち4項目は、自治体や地域団体、NPOとの連携による取り組みが占め、全学組織「地域創造機構」や環境人間学部の「エコ・ヒューマン地域連携センター」の開設など、地域との連携や協働による取り組みに重点が置かれている。今後、地域の中で大学が担うべき役割として期待が高い分野であり、こうした取り組みを積極的に進めていることは評価できる。

(3) 改善を要する取組

「計画が遅れている」「計画が大幅に遅れている」と評価されているものが2項目ある。そのうち、帰国した留学生等のデータベース化については、「教育の一層の充実・強化」すでに記載しているとおり、留学生に関するビジョンを描く体制の一環として、その構築を検討すべきである。

- 県民の生涯学習への支援に関する取組が、やや低調な状況にある。今後、地域との連携・協働を推進する中で、地域のニーズに応じた展開を図り、法人の収入源のひとつとしても役割が果たせるよう検討すべきである。
- 地域産業との交流・連携については、様々な取組が行われているものの、県下全域で存在感を発揮しているとまでは言えず、さらに積極的な展開が図られるよう検討していくべきである。

今後に期待すること

- 地域の再生に向けた課題解決に対して果たす大学の役割への期待が高まっており、県立大学は公立大学として、県民の期待に応えられるよう、教員・学生の総力をあげた取組が行われることが期待される。各キャンパスをそれぞれが所在する地域の活動拠点として活用するなど、分散するキャンパスを逆にメリットに変えるような工夫も検討されたい。
- 姫路工業大学の伝統を受け継ぎ、播磨地域の産業界との連携に強みを持つが、今後、神戸・阪神間をはじめ県下全域での地域産業との連携を強化し、先端研究の成果の還元を積極的に図ることにより、ひょうごのものづくりにさらに貢献することが期待される。
- グローバル化に対応する教育・研究の推進をベースに、外国人留学生や研究者が地域と交流する場を設けることにより、地域に開かれた国際性豊かな大学となることが期待される。

4 自主的・自律的な管理運営体制の確立

B 概ね計画どおり

(1) 大学の自己評価の分析

他の分野と比べて「計画を上回っている」と評価する項目が少なく、「計画どおり」と評価する項目が多い。また、財政状況の厳しさもあり「教育研究環境の整備」については、半数の項目が低い評価となっている。

	評価の対象項目数	1 取組が行われていない	2 計画が大幅に遅れている	3 計画が遅れている	4 計画どおりである	5 計画を上回っている
1 戰略的・機動的な大学運営の推進	15	0	0	0	14	1
2 教育研究環境の整備	10	0	1	4	5	0
3 柔軟で多様な教員人事制度の構築	9	0	0	0	9	0
4 事務組織の機能強化と業務の効率化	6	0	0	1	5	0
5 点検・評価と情報の公開	6	0	0	0	5	1
合 計	46	0 (0%)	1 (2%)	5 (11%)	38 (83%)	2 (4%)

(2) 評価すべき取組

「計画を上回っている」としたものが2項目あるが、際だって効果をあげているとは評価しがたい。3大学統合後、総合大学としての統合効果をより発揮できるよう、本部機能の強化を図るための仕組みが検討され、実施してきた。しかし、ブランド力の強化等に期待したほどの効果が得られなかつたことから、大学改革をスピードアップするための法人化を大学自らが決断したことは評価できる。

(3) 改善を要する取組

「計画が遅れている」が5項目、「計画が大幅に遅れている」が1項目と自己評価している項目が存在する。平成25年度には大学の法人化が予定されており、より自律的・効率的な管理運営体制の構築をめざし、次の項目について改善を図られたい。

- 中期計画に記載する内容に沿った取組が行われているが、多くの組織や会議が存在しており、これらを本部機能の強化が図れるように、効果的・効率的でシンプルな執行体制に再編整備する必要がある。
- 優秀な学生や教員が集まる大学となるためには、教育研究環境を魅力あるものに整備していく必要がある。厳しい財政状況のもとではあるが、建物、施設等の計画的な整備を実施するとともに、県下各地に分散するキャンパスを効率的に運営するためにも、遠隔システムの効果的活用等、情報化を推進していく必要がある。
- 「共同研究における間接経費制度の検討」については、類似の大学が同制度をすべて導入しているにもかかわらず、いまだ実施に至っておらず、今後の法人経営にも影響を及ぼすものと想定されるため、速やかに実施する必要がある。
- 将来有望な研究を見極め、研究費を重点配分し育てていくためにも、間接経費等の再配分を行う仕組みづくりが必要となる。法人化後は、現在の研究費の配分の仕組みを見直し、学長のリーダーシップが発揮できるものとするよう改善していく必要がある。
- 日本の人口が減少する中、女性の能力が発揮されやすい環境を整備することは重要な課題であり、高等教育・研究の場においても同様である。大学においても、大学の男女共同参画社会の実現に向け、さらに努力されることを期待する。
- 知名度の向上、ブランド力の強化のためには広報活動も必要であるが、効果的に実施されているとは言い難い状況にある。予算的な制約もあるが、さらに工夫を重ね、戦略的な広報に取り組むことを期待する。

今後に期待すること

- 平成 25 年度に予定されている法人化は、大学のガバナンス強化を大きな目的としている。戦略的な大学経営が推進できるよう、法人本部組織はマネジメント能力を高め、リーダーシップが発揮できる効果的・効率的な組織として整備されることが期待される。
- 大学間競争が激化する中、社会や時代のニーズに機動的に対応し、学部・学科の再編等の大学改革に常に取り組む必要がある。法人本部の主導のもとに、ニーズに的確に対応する大学改革が推進されることが期待される。
- 県立大学は平成 26 年度に創立 10 周年を迎える。また、神戸商科大学創立 85 周年、姫路工業大学創立 70 周年を同時に迎えることになる。法人化やこうした記念の年を契機に、戦略的な広報活動を展開することにより、知名度の向上、ブランド力の強化が図られることが期待される。また、各キャンパスをそれぞれの伝統と結びつく名称とすることも、個性の発揮やブランド力の強化につながることが期待できると考える。

IV 參 考 資 料

1 評価にあたっての参考データ資料

(1) 志願者倍率推移

統合前

	H12	H13	H14	H15
兵庫県立大学	5.8	5.6	6.3	6.4
国立大学	4.0	4.0	4.0	4.8
公立大学	6.6	6.4	6.6	6.8
全国平均	6.4	6.4	6.7	6.9

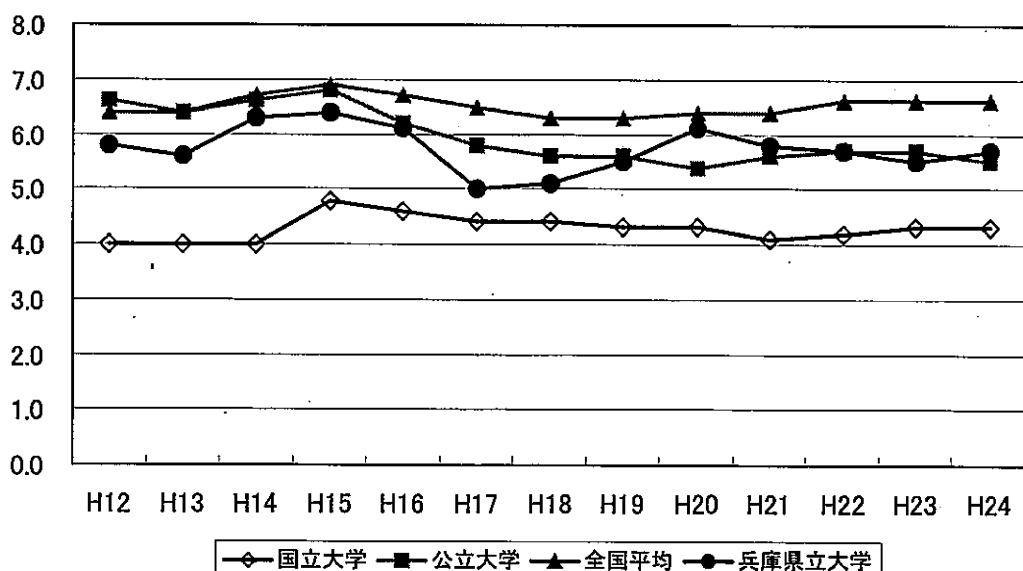
統合後

	H16	H17	H18	H19
兵庫県立大学	6.1	5.0	5.1	5.5
国立大学	4.6	4.4	4.4	4.3
公立大学	6.2	5.8	5.6	5.6
全国平均	6.7	6.5	6.3	6.3

	H20	H21	H22	H23	H24
兵庫県立大学	6.1	5.8	5.7	5.5	5.7
国立大学	4.3	4.1	4.2	4.3	4.3
公立大学	5.4	5.6	5.7	5.7	5.5
全国平均	6.4	6.4	6.6	6.6	6.6

※国立・公立・全国平均数値は文部科学省公表数値。

志願者倍率の推移



(2) 偏差値推移

※県立大学統合前

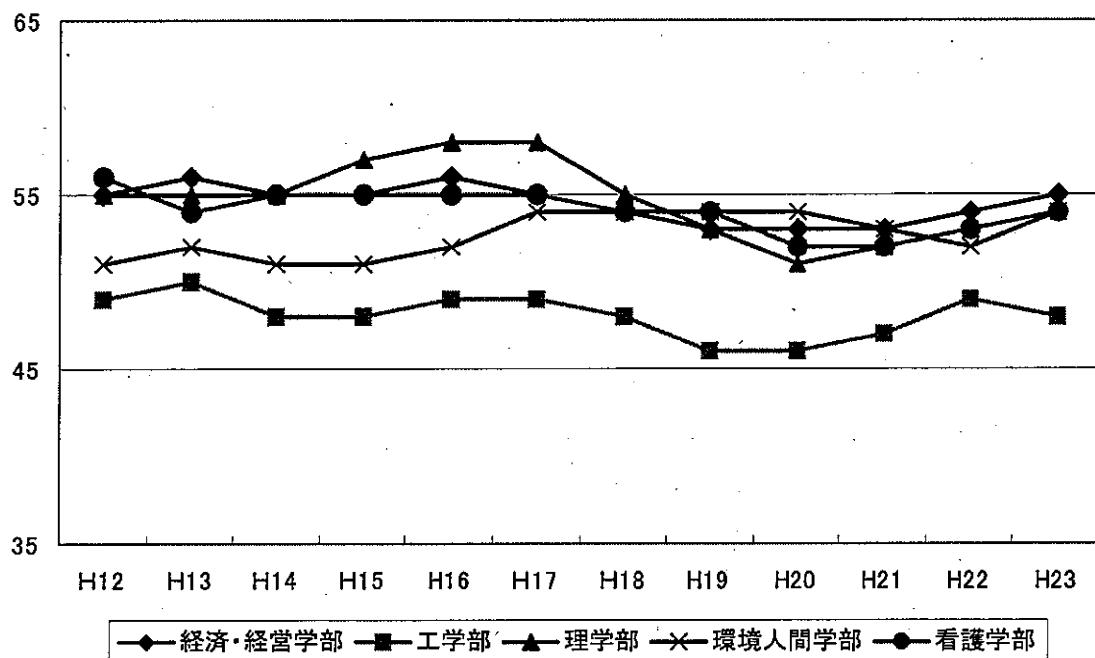
		H12	H13	H14	H15
神戸商科大学	商経学部	55	56	55	55
	工学部	49	50	48	48
姫路工業大学	理学部	55	55	55	57
	環境人間学部	51	52	51	51
県立看護大学	看護学部	56	54	55	55

※県立大学統合後

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
兵庫県立大学	経済・経営学部	56	55	54	53	53	53	54	55
	工学部	49	49	48	46	46	47	49	48
	理学部	58	58	55	53	51	52	53	54
	環境人間学部	52	54	54	54	54	53	52	54
	看護学部	55	55	54	54	52	52	53	54

※ベネッセコーポレーションと駿台予備校の共催模試のデータをもとに、合格率 60%以上の偏差値を表示

偏差値推移



(3) 就職率と県内就職率の推移

①就職率の推移

統合前

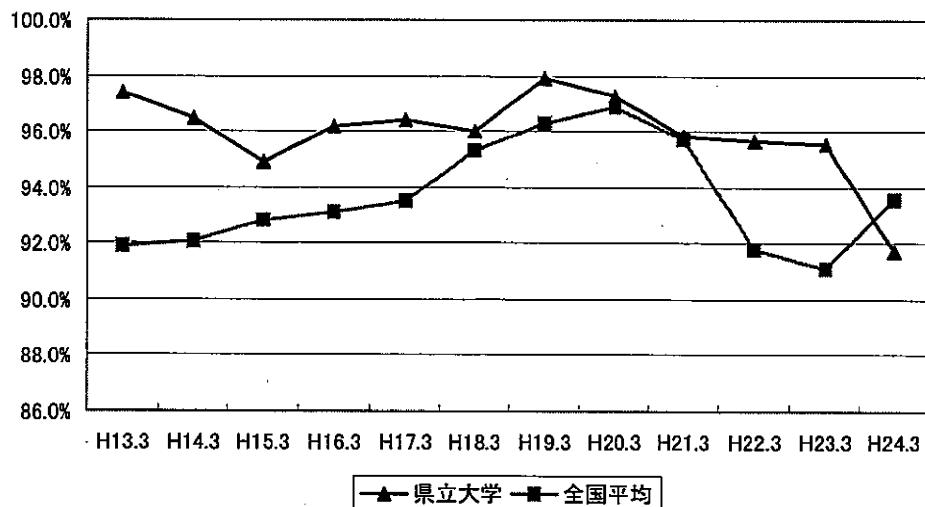
学部名	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3
旧商経学部	96.8%	97.5%	97.0%	94.1%
工学部	99.4%	99.4%	96.6%	99.3%
理学部	91.2%	92.2%	92.5%	96.7%
環境人間学部	-	89.4%	85.5%	94.7%
看護学部	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	97.4%	96.5%	94.9%	96.2%
全国平均	91.9%	92.1%	92.8%	93.1%

統合後

学部名	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3
経済・経営学部	97.3%	96.7%	97.0%	97.1%	96.6%	96.4%	95.2%	90.5%
工学部	96.1%	95.9%	99.4%	98.7%	97.3%	97.9%	98.0%	92.9%
理学部	95.1%	98.5%	100.0%	100.0%	97.9%	95.1%	95.9%	90.2%
環境人間学部	93.6%	91.7%	96.4%	95.5%	91.0%	90.5%	90.4%	88.6%
看護学部	100.0%	100.0%	99.1%	97.0%	98.0%	98.2%	100.0%	100.0%
計	96.4%	96.0%	97.9%	97.3%	95.9%	95.6%	95.5%	91.7%
全国平均	93.5%	95.3%	96.3%	96.9%	95.7%	91.8%	91.1%	93.6%

※全国平均は、就職状況調査（文部科学省・厚生労働省）による公表数値。

県立大学と全国平均の推移



②県内就職率の推移

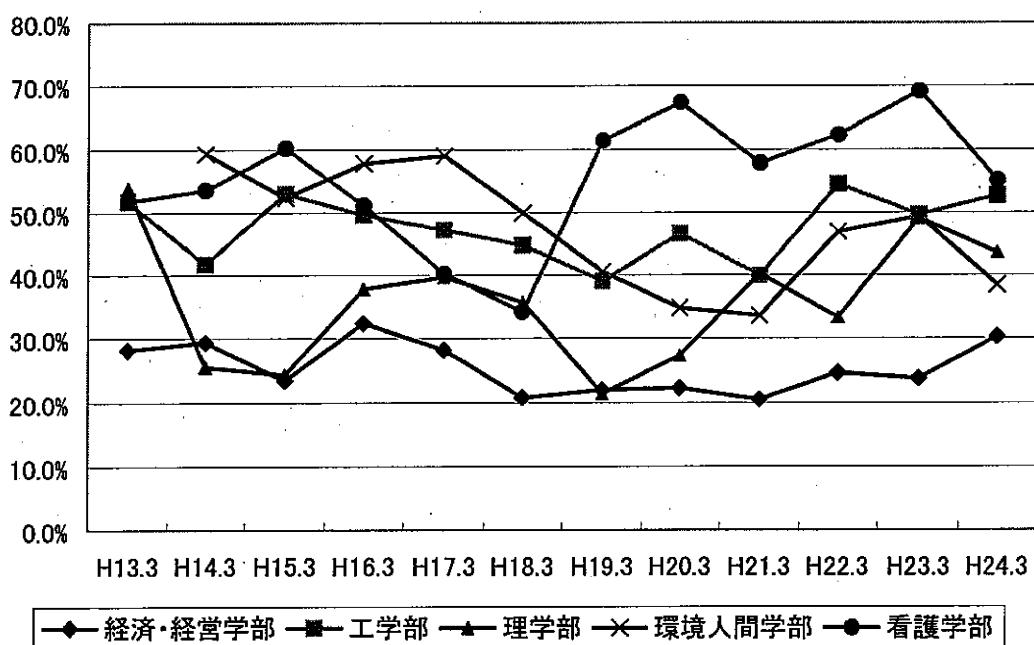
統合前

学部名	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3
旧商経学部	28.4%	29.5%	23.6%	32.6%
工学部	51.7%	41.7%	52.8%	49.7%
理学部	53.8%	25.5%	24.5%	37.9%
環境人間学部	-	59.1%	52.4%	57.6%
看護学部	51.6%	53.5%	60.2%	51.0%
計	40.0%	39.5%	38.4%	43.8%

統合後

学部名	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3
経済・経営学部	28.3%	20.8%	22.1%	22.4%	20.5%	24.8%	23.9%	30.5%
工学部	47.1%	44.8%	39.2%	46.7%	40.1%	54.3%	49.7%	52.5%
理学部	39.7%	35.9%	21.3%	27.3%	40.4%	33.3%	48.9%	43.5%
環境人間学部	58.9%	50.0%	40.6%	34.9%	33.6%	47.0%	49.2%	38.5%
看護学部	40.2%	34.4%	61.5%	67.3%	57.7%	62.2%	69.2%	55.0%
計	39.8%	33.3%	33.3%	35.3%	32.0%	39.3%	40.6%	39.7%

県内就職率の推移



(4) 留学生数の推移

①留学生受入状況

* 各年5月1日現在 (単位:人)

年度	全国		兵庫県立大学	
	留学生数	増加数(前年度比)	留学生数	増加数(前年度比)
平成16年	117,302	7,794	191	0
平成17年	121,812	4,510	193	2
平成18年	117,927	▲ 3,885	186	▲ 7
平成19年	118,498	571	173	▲ 13
平成20年	123,829	5,331	168	▲ 5
平成21年	132,720	8,891	187	19
平成22年	141,774	9,054	192	5
平成23年	138,075	▲ 3,699	176	▲ 16
平成24年	—	—	174	▲ 2

* 出典: 平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果

②海外へ留学した学生数

(単位:人)

区分	短期派遣 (1年未満)	短期語学研修 (3又は5週間)
平成17年度	5	28
平成18年度	4	11
平成19年度	4	13
平成20年度	2	22
平成21年度	2	30
平成22年度	2	50
平成23年度	2	43

※学生が休学し、自ら留学を行っている人数は含まれていない。

(22年度中の休学者79人のうち、留学を理由とするものは16人(20.3%)

③出身地域別留学生数

(平成24年5月1日現在、単位:人)

国名	学部生	大学院生	科目等履修生等	合計	内訳(再掲)						
					経済 経営	工学	理学	環境 人間	看護	緑環境	応用情報 シミュレー ーション
中国	65	71	11	147	96	13	4	12	0	7	15
韓国	1	3	1	5	1	0	3	1	0	0	0
台湾	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
マレーシア	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
タイ	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1
バンコクデイショ	0	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1
ベトナム	3	1	0	4	3	0	0	1	0	0	0
ミャンマー	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
ネパール	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
カンボジア	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ラオス	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
アメリカ	0	2	2	4	2	0	0	0	0	0	2
スペイン	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ポーランド	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
セルビア	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	69	89	16	174	104	14	8	14	0	7	27

(5) 分野別・ISI 論文引用度指数

①総合順位

統合前

大学名	H11	H13	H14	H15
兵庫県立大学	81位	11位	14位	11位
大阪府立大学	-	71位	72位	71位
大阪市立大学	18位	34位	31位	34位

統合後

大学名	H18	H21	H22	H23	H24	
兵庫県立大学	24位	28位	65位	-	-	「-」は71位以内に入っていないことを意味する。
大阪府立大学	55位	-	-	-	-	
大阪市立大学	40位	12位	27位	17位	23位	

②全 20 分野中、県立大学がランキングされている分野別順位

統合前

分野	H11	H13	H14	H15
材料科学	26位	-	-	-
工学	-	-	-	-
数学	-	-	-	-
地球科学	-	-	-	-

統合後

分野	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
材料科学	11位	4位	1位	2位	8位	-	-	「-」は15位以内に入っていないことを意味する。
工学	-	1位	3位	3位	5位	10位	-	
数学	-	-	1位	1位	-	-	-	
地球科学	-	-	-	-	-	-	3位	

※出典：大学ランキング（朝日新聞出版）

(6) 外部資金の推移

①国からの科学研究費補助金等

(単位：千円)

年度	科学研究費補助金 (厚生労働省分含む)		COE補助金		NEDO助成金等		小計		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H12	110	321,000			1	26,030	111	347,030	289	667,957
H13	100	289,819	5	93,978			105	383,797	294	737,552
H14	129	311,996	1	119,000	4	186,119	134	617,115	358	1,033,978
H15	142	332,806	2	210,000	3	167,827	147	710,633	405	1,310,058
H16	175	431,282	2	183,700	2	104,460	179	719,442	471	1,367,679
H17	195	507,458	2	207,300	1	2,288	198	717,046	505	1,241,272
H18	190	469,748	2	230,307	4	51,260	196	751,315	544	1,302,163
H19	199	554,138	2	323,650	4	28,503	205	906,291	539	1,595,131
H20	254	589,198	1	171,600	2	19,374	257	780,172	601	1,684,205
H21	239	595,893	1	159,588	5	51,010	245	806,491	590	1,715,293
H22	310	787,063	1	110,484	44	87,204	355	984,751	693	1,739,820
H23	370	799,357	1	99,624	5	238,787	376	1,137,768	771	1,929,939

②企業等との共同研究等

年度	助成金		受託研究費		共同研究費		寄附講座		小計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H12	142	110,987	25	180,936	10	14,004	1	15,000	178	320,927
H13	143	118,008	25	180,861	20	27,386	1	27,500	189	353,755
H14	159	137,113	42	221,738	22	38,012	1	20,000	224	416,863
H15	185	150,005	40	320,644	32	108,776	1	20,000	258	599,425
H16	195	167,471	53	376,134	43	87,132	1	17,500	292	648,237
H17	181	145,953	61	231,341	64	129,432	1	17,500	307	524,226
H18	217	145,370	55	247,550	75	142,928	1	15,000	348	550,848
H19	202	147,867	50	327,358	81	185,615	1	28,000	334	688,840
H20	189	145,111	59	544,944	95	185,978	1	28,000	344	904,033
H21	174	131,976	73	591,261	97	161,565	1	24,000	345	908,802
H22	173	157,310	65	488,146	99	92,613	1	17,000	338	755,069
H23	201	165,724	78	494,298	115	119,149	1	13,000	395	792,171

2 兵庫県立大学評価委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
石川 啓 (委員長)	学校法人 帝塚山学院理事長 元関西大学 学長
瀬川 雅司	川崎重工業株式会社 代表取締役副社長 財団法人 近畿高エネルギー加工技術研究所 理事長
西門 義博	学校法人 三田学園理事長 兵庫県私学総連合会 会長
西川 京子	西川京子公認会計士事務所 所長
藤田 昌久	独立行政法人 経済産業研究所 所長 甲南大学教授

3 委員会等の開催経過

第1回兵庫県立大学評価委員会（平成24年11月16日 兵庫県公館第2会議室）

【主な議事】

- ・評価の進め方・視点について
- ・教育分野に係る項目別評価について

第2回兵庫県立大学評価委員会（平成24年12月14日 兵庫県公館第2会議室）

【主な議事】

- ・項目別評価（教育・研究・社会貢献・管理運営）について

第3回兵庫県立大学評価委員会（平成25年3月8日 兵庫県公館第2会議室）

【主な議事】

- ・評価報告書（案）について

兵庫県公立大学法人評価委員会について

1 委員会の概要

	現行：兵庫県立大学評価委員会	兵庫県公立大学法人評価委員会
設置根拠	附属機関設置条例	地方独立行政法人法 第11条 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(案) 第2章
設置期間	H25.3.31まで	H25.4.1～
組織	委員5人以内	同左
委員	学識経験者のある者の中から知事が委嘱	同左(※)
任期	2年(H24.8.10～H25.3.31)	同左(※)(H25.4.1～H26.8.9)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県立大学の業務の実績に関する評価 ・兵庫県立大学の計画的な運営に関して必要と認める事項についての建議 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見 ・役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申し出 ・知事による中期目標の作成・変更の際の意見 ・法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見 ・知事による財務諸表の承認の際の意見 <p style="text-align: right;">等</p>

(※)「公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例(案)」の附則(経過措置)

現在、兵庫県立大学評価委員会に委嘱されている委員は、兵庫県公立大学法人評価委員会に委嘱されたものとし、任期についても現在の任期(H24.8.10～H26.8.9)を適用し、委員長についても現在の委員長を引き継ぐことを規定。

2 地独法で定められた法人設立当初に必要な事務

- (1) 法人設立時(4/1)に評価委員会の意見が必要であり、平成24年度中に事前に意見を聴く必要がある項目
 - ・業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見 (法第22条第3項)
 - ・役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見 (法第49条第2項)
- (2) 法人設立時(4/1)に評価委員会の意見は必要ないが、平成25年度の早い時期から意見を聞いておく必要のある項目
 - ・設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見 (法第25条第3項)
 - ・中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見 (法第26条第3項)

地方独立行政法人法に基づく評価委員会の権限

内容		根拠
1	業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見	第 22 条第 3 項
2	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する設立団体の長に対する意見の申出	第 56 条第 1 項
3	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見	第 25 条第 3 項
4	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見	第 26 条第 3 項
5	各事業年度における業務の実績についての評価	第 28 条
6	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知	第 28 条
7	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 28 条
8	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第 28 条
9	中期目標期間における業務の実績についての評価	第 30 条
10	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び設立団体の長に対する通知	第 30 条
11	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第 30 条
12	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第 30 条
13	中期目標期間の終了時に設立団体の長が所要の措置を講ずる際の意見	第 31 条第 2 項
14	設立団体の長による財務諸表の承認の際の意見	第 34 条第 3 項
15	中期計画で定める剩余金の使途に残余利益を充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見	第 40 条第 5 項
16	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって設立団体の長が承認する際の意見	第 40 条第 5 項
17	限度額を超えて短期借入をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見	第 41 条第 4 項
18	短期借入の借換に当たって設立団体の長が認可する際の意見	第 41 条第 4 項
19	重要な財産の処分をするに当たって設立団体の長が認可する際の意見	第 44 条第 2 項

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（案）（抜粋）

第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

（名称）

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、
兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

（組織）

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内で組織
する。

（委員）

第5条 委員は学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委
員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると
ころによる。

（委任）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員
会が定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に附則第10項の規定による改正前の附属機関設置条例（昭和36
年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する兵庫県立大学評価委員会（以下「旧委員会」
といふ。）の委員に委嘱されている者は、第5条第1項の規定により兵庫県公立大学法人評
価委員会（以下「新委員会」といふ。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合におい
て、その委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧委員会の委員として委嘱され
た日から起算する。

4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長である者は、第6条第2項の規定により新委
員会の委員長として定められたものとみなす。

公立大学法人兵庫県立大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 役員等（第8条－第16条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第17条・第18条）
 - 第2節 教育研究審議会（第19条・第20条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第21条・第22条）
- 第5章 資本金等（第23条・第24条）
- 第6章 委任（第25条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かで多様な自然と社会を有し、世界に開かれ日本の近代化を先導した地域である兵庫の総合的な知の拠点として、人文科学、社会科学及び自然科学の発展とこれらの融合を目指す教育と研究を推進することにより、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の活性化と我が国の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人兵庫県立大学（以下「法人」という。）と称する。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、兵庫県立大学を設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、兵庫県とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市西区学園西町8丁目2番地1に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、兵庫県公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等にかえることができる。

第2章 役員等

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長とともに法人を代表し、理事長を補佐して、法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は兵庫県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、兵庫県立大学の学長となるものとする。

3 第1項の法人の申出は、理事長を選考するため法人に設置される機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、委員8人で組織し、理事長選考会議の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する委員の中から当該経営審議会において選出された者4人

(2) 第19条第1項に規定する教育研究審議会を構成する委員の中から当該教育研究審議会において選出された者4人

5 前項第1号に該当する者のうち2人は第17条第2項第5号に掲げる者でなければならない。

6 理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 法人の事務組織の長（以下「事務局長」という。）は、副理事長又は理事とする。
- 3 監事は、知事が任命する。
- 4 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにならなければならない。

（任期等）

第 12 条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において、理事長が定める。
- 3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事が最初の任命の際、現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第4項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

（理事会）

第 13 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集及び議事）

第 14 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、理事会を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 8 次に掲げる事項については、理事会において議決する。

- (1) 中期目標についての意見（法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 学則その他の重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止若しくは変更に関する事項
- (6) 職員の要員計画及び人事に関する事項
- (7) 法人に係る点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要な事項

（役員の解任）

第 15 条 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当

するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項に規定するもののほか、知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないためこの法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 前2項の規定により知事が理事長を解任する場合は、この法人の理事長選考会議の申出により行うものとする。

（職員の任命）

第16条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

（設置及び構成）

第17条 法人に法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事長が指名する理事
- (4) 事務局長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命する者

3 前項第5号の委員の数は、経営審議会の委員総数の半数程度とする。

（招集及び議事）

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

（設置及び構成）

第19条 法人に兵庫県立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 学部長、研究科長、研究所長その他の理事長が定める教育研究上の重要な組織の長
- (6) 理事長が指名する職員
- (7) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が必要と認める場合において任命する者

（招集及び議事）

第20条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、教育研究審議会の委員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見（法人の経営に関するものを除く。）に関する事項

- (2) 中期計画及び年度計画（法人の経営に関するものを除く。）に関する事項
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 職員のうち教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他兵庫県立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第21条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 兵庫県立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 法人における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第22条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

2 法人は、業務を執行するに当たり、必要なものについては設立団体の意見を聴くものとする。

第5章 資本金等

(資本金)

第23条 法人の資本金の額は、兵庫県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として兵庫県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第24条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、兵庫県に帰属する。

第6章 委任

(委任)

第 25 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるものほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

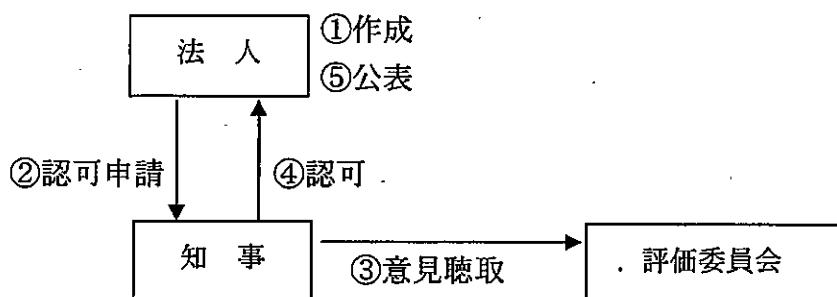
- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、知事が行う。
- 3 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任期は 4 年とする。
- 4 法人の成立の日の前日に廃止前の兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成 16 年兵庫県条例第 18 号）第 1 条に規定する兵庫県立大学の学長である者を法人の成立後最初の理事長に任命する場合は、第 12 条第 4 項の規定は適用しない。
(定款の見直し)
- 5 この定款は、施行の日から起算して 4 年以内に、法人の組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討の結果に基づき、必要な見直しを行うものとする。

業務方法書の概要

1 業務方法書とは

業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこととで、記載内容は設立団体の規則で定める。

2 業務方法書の作成手続き



3 業務方法書の主な内容

項目	内 容
基本方針	設立団体と緊密な連携を図るとともに、中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努める
業務の委託	業務の効率的かつ優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、定款に規定する業務の一部を委託することができる。
契約方法	契約を締結する場合においては、一般競争入札の方法による。ただし、契約の性質によっては、指名競争入札又は随意契約によることができる。

4 根拠条文

○地方独立行政法人法

(業務方法書)

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務執行の基本方針

(2) 業務委託の基準

(3) 契約の方法に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

役員報酬等支給基準の概要

1 役員報酬等の支給基準

役員の報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の公立大学法人の役員の報酬等を考慮して基準を定めることとしている。

役員報酬等支給基準決定までの流れ

公立大学法人

役員報酬の基準を定め、知事に届出



知 事

役員報酬の基準を評価委員会に通知



評価委員会

社会一般の情勢に適合したものであるかについて、知事に意見を申し出

○地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 (略)

中期目標・中期計画・年度計画の記載事項

	中期目標（6年）	中期計画（6年）	年度計画（1年）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が中期計画を策定する際の指針 ・法人の業務の実績を評価する際の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための具体的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に基づく、事業年度ごとの業務運営の計画
作成手順	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の意見を聴き、当該意見に配慮 ・評価委員会の意見を聞く ・議会の議決 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の指示に基づき作成 ・法人が知事に認可申請 ・知事はあらかじめ評価委員会の意見を聞き、認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事に届出
記載事項 (法定)	<p>①中期目標の期間</p> <p>②住民に対して提供するサービスその他業務（教育研究）の質の向上</p> <p>③業務運営の改善・効率化</p> <p>④財務内容の改善</p> <p>⑤教育研究・組織運営の状況についての自己点検・評価・情報提供</p> <p>⑥その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>①目標を達成するためとするべき措置</p> <p>②予算（人件費の見積り含む）、収支計画、資金計画</p> <p>③短期借入金の限度額</p> <p>④重要な財産を譲渡・担保にしようとするときの計画</p> <p>⑤剩余金の使途</p> <p>⑥県規則で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画 ・積立金の処分に関する計画 ・その他法人の業務運営に関し必要な事項 	中期計画に定めた事項のうち、当該年度に実施すべき内容を記載する。

今後のスケジュール(案)

【平成24年度】 第3期兵庫県立大学評価委員会

区分	第3期計画の評価
3月	評価報告書 公表

【平成25年度】 兵庫県公立大学法人評価委員会

区分	内 容
第1回 4月～5月	中期目標及び中期計画案の説明

【6月議会での中期目標議決、中期計画の知事認可】

第2回 6月	中期計画及びH25年度計画の説明
第3回 2月	H25事業年度の業務実績評価（年度評価）の考え方 財務諸表の承認の考え方・利益処分の考え方